

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第10回会議付属資料(その3)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その２）										細 項 目	消防防災関係							
事 務 事 業 名	消防団の組織及び団員定数										専 門 部 会 名	総務部会		分 科 会 名		消防・防災分科会			
調 整 方 針	消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。 西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。 団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。 団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。																		
事 務 事 業 の 現 況													課 題		具体的な調整内容				
西 条 市				東 予 市				丹 原 町				小 松 町							
【消防団組織】 団長 1名 副団長 4名 分団長 12名 副分団長 12名 部長 38名 班長 78名 団員 405名 合計 550名				【消防団組織】 団長 1名 副団長 3名 分団長 9名 副分団長 9名 部長 37名 班長 94名 団員 524名 合計 677名				【消防団組織】 団長 1名 副団長 2名 分団長 5名 副分団長 10名 部長 32名 班長 91名 団員 349名 合計 490名				【消防団組織】 団長 1名 副団長 2名 分団長 2名 副分団長 2名 部長 6名 班長 27名 団員 150名 合計 190名				組織に違いがある。		消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。 西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。 団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。	
【各分団の活動地域】 西条分団 西条校区 神拝分団 神拝校区 大町分団 大町校区 玉津分団 玉津校区 飯岡分団 飯岡校区 神戸分団 神戸校区 橘 分団 橘 校区 禎瑞分団 禎瑞校区 氷見分団 氷見校区 大保木分団 大保木校区 加茂分団 加茂校区				【各分団の活動地域】 本部分団：市内全域 第1分団：吉井地区 第2分団：周布地区 第3分団：多賀・壬生川地区 第4分団：国安地区 第5分団：吉岡地区 第6分団：三芳地区 第7分団：楠河地区 第8分団：庄内地区				【各分団の活動地域】 第1分団 丹原地区 第2分団 徳田地区 第3分団 田野地区 第4分団 中川地区 第5分団 桜樹地区				【各分団の活動地域】 第1分団 小松地区 第2分団 石根地区							
【団員定数】 条例定数 550名 実数 535名				【団員定数】 条例定数 677名 実数 672名				【団員定数】 条例定数 490名 実数 478名				【団員定数】 条例定数 190人 実数 184人							
【現状】 定員 実数 受け持ち世帯 団本部 15名 13名 西条分団 35名 31名 2,153世帯 神拝分団 40名 39名 3,778世帯 大町分団 60名 60名 3,408世帯 玉津分団 60名 60名 1,948世帯 飯岡分団 55名 55名 2,140世帯 神戸分団 65名 65名 1,144世帯 橘 分団 50名 50名 584世帯 禎瑞分団 45名 43名 539世帯 氷見分団 65名 65名 1,367世帯 大保木分団 35名 32名 152世帯 加茂分団 25名 22名 108世帯 合計 550名 535名 17,321世帯				【現状】 定員 実数 受持ち世帯数 本団（団長・副団長）4名 4名 女性消防団 団員数： 10名 9名 本部分団 団員数： 18名 18名 第1分団 団員数： 75名 75名 1,055世帯 第2分団 団員数： 66名 65名 1,369世帯 第3分団 団員数： 109名 109名 4,407世帯 第4分団 団員数： 88名 86名 1,771世帯 第5分団 団員数： 57名 57名 866世帯 第6分団 団員数： 51名 50名 1,041世帯 第7分団 団員数： 71名 71名 1,431世帯 第8分団 団員数： 128名 128名 863世帯 合計 677名 672名 12,803世帯				【現状】 (定数) (実数) 受け持ち世帯 本団 3名 3名 第1分団 103名 103名 1,800世帯 第2分団 97名 97名 621世帯 第3分団 104名 102名 1,253世帯 第4分団 101名 101名 956世帯 第5分団 82名 72名 272世帯 計 490名 478名 4,902世帯				【現状】 定員 実数 受持ち世帯数 本団（団長・副団長）3名 3名 第1分団 団員数： 94名 93名 2,562世帯 第2分団 団員数： 93名 88名 1,172世帯 合計 190名 184名 3,734世帯				定数に違いがある。		団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。	

消防関係に関する法令

○ 消防組織法

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以って、その任務とする。

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例でこれを定める。
(第2項省略)

第15条の2 (第1項省略)

2 消防団員の定数は、条例で定める。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに關しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

先 例 地 の 事 例

〔宇摩合併協議会〕

消防団の取扱い

消防団組織については、現行の体制を維持したまま連合団組織を形成する。

団員の報酬、手当等については、合併時に統一する。

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕

消防団の取扱いについては、次のとおり調整を図るものとする。

消防組織機構については、合併時に統合する。

人事、報酬、手当、公務災害補償及び退職報奨金については、合併時に統一する。

〔山県市〕

消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。

(1) 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。

(2) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。

(3) 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。

〔いなべ市〕

消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において調整する。

〔篠山市〕

消防の取扱い

消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。

〔さぬき市〕

消防団の取扱い

(1) 消防団は、合併時に統合する。

(2) 分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(教育関係)の取扱い総括表）

協 議 項 目		各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）	細 項 目	教育関係		
事 務 事 業 名		教育関係事業	専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	学校教育分科会、社会教育分科会、 社会体育分科会、学校給食分科会
項 目		調 整 方 針				
市立小中学校の通学区域		市立小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.4参照）				
奨学金貸付事業		奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。 なお、合併する年度までに貸付を決定したものについては、引き続き西条市の例による。 調整方針説明資料（P.5参照）				
国際理解教育事業（海外派遣事業）		国際理解教育事業（海外派遣事業）については、新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.6参照）				
学校給食の実施		1 調理方式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 給食費については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.7参照）				
幼稚園管理運営		1 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は、国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 5 通園区域については、原則として新市の全域とする。 6 通園スクールバスについては、当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.8参照）				
就園援助		就園援助については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.9～12参照）				
市指定文化財		市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.13参照）				
文化祭		文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。 調整方針説明資料（P.14参照）				
各種スポーツ大会		各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.15参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）						細 項 目		教育関係				
事 務 事 業 名		市立小中学校の通学区域						専 門 部 会 名		教育部会		分科会名	学校教育分科会	
調 整 方 針		市立小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。												
事 務 事 業 の 現 況												課 題	具体的な調整内容	
西 条 市			東 予 市			丹 原 町			小 松 町					
【学校の通学区域】			【学校の通学区域】			【学校の通学区域】			【学校の通学区域】				小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
中学校	小学校	通学区域	中学校	小学校	通学区域	中学校	小学校	通学区域	中学校	小学校	通学区域			
東	玉津	玉津、船屋、下島山、天神の全区域 新田の区域中、西条小学校の区域以外 朔日市、大町、明神木、福武甲の一部	東	壬生川	壬生川、大新田、明理川、円海寺、喜多台の全域と三津屋 1 番地から 227 番地まで及び周布 16 番地の 1、16 番地の 2 並びに 440 番地から 528 番地の区域	丹原東	丹原	大字丹原、大字今井、大字久妙寺、大字願連寺の全域と大字池田のうち、御陣家の西山川北側を除いた区域及び辻堂、筋違、八反地、光下田、柚ノ木、福田、お四尾前、変電所、宮下の一部、兼久の一部、古田新川の区域	小松	小松	大字新屋敷、大字南川、大字北川の全区域 大字石鎚のうち、字湯浪、字途中の川、字戸石を除いた区域 大字妙口のうち小松町選挙管理委員会が定めた小松町第 3 投票区に所属する区域			
	飯岡	飯岡、大浜、早川の全区域			吉田の全域と周布のうち、16 番地の 1、16 番地の 2 及び 349 番地から 528 番地までを除いた区域			大字徳能、大字高知、大字徳能出作の全域と大字古田のうち古田新川を除いた区域及び川根東、御陣家の西山川北側の区域			大字安井、大字明穂、大字大頭、大字大郷の全区域 大字石鎚及び大字妙口の内、小松小学校区に属する区域を除いた全区域			
西	橘	西田、西泉、櫛木、坂元、野々市の全区域 禎瑞の一部		周布	北条、三津屋南、三津屋東の全域と三津屋のうち、1 番地から 227 番地までを除いた区域及び周布 349 番地から 439 番地までの区域		徳田	田滝	丹原西	中川				
	禎瑞	古川乙の一部 禎瑞の区域中、橘小学校の通学区域以外			石田、広江、今在家、玉之江の全域									
	氷見	氷見の全区域 黒瀬の区域中、神戸小学校、浦山小学校の区域以外		多賀	国安、桑村、高田、新市の全域及び三芳のうち大明神川以南の区域	大字関屋、大字石経、大字来見、大字湯谷口、大字志川、大字寺尾、大字明穂、大字千原、大字臼坂、大字鞍瀬、大字明河、大字楠望の全域のうち田野小、田滝小への通学区域を除いた区域								
南	大町	明神木の区域中、玉津小学校の区域以外 大町の区域中、西条小学校、神拝小学校、玉津小学校の区域以外 市之川、丸野、保野の全区域 千町、藤之石、荒川の全区域	西	国安	国安、桑村、高田、新市の全域及び三芳のうち大明神川以南の区域	吉岡	三芳	庄内		楠河				
		吉岡		上市、新町、石延、広岡、安用、安用出作の全域	三芳の区域（大明神川以南の区域を除く。）									
	神戸	中野、洲之内、安知生、中西、津越の全区域 黒瀬乙の一部 中奥、西之川、東之川、大保木の全区域	河北	庄内	旦之上、河之内、宮之内、大野、福成寺、実報寺、黒谷の全域	楠、河原津、河原津新田の全域								
北	西条	大師町、栄町、東町、神拝乙、港の全区域 朔日市の区域中、玉津小学校の区域以外 明屋敷、本町の区域中、神拝小学校の区域以外 大町、樋之口、喜多川、新田、ひうちの一部												
		神拝												神拝甲の区域中、大町小学校の区域以外 喜多川、樋之口の区域中、西条小学校の区域以外 古川の区域中、禎瑞小学校の区域以外 明屋敷、本町、大町の一部

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）			細 項 目	教育関係		
事 務 事 業 名	奨学金貸付事業			専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	学校教育分科会
調 整 方 針	奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。なお、合併する年度までに貸付を決定したものについては、引き続き西条市の例による。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【西条市高等学校奨学金】 【目的】 能力があるにもかかわらず、経済的理由により高校就学が困難な者に対し、奨学金を貸付し、修学させ有用な人材を育成する。 【概要】 「西条市奨学金貸付審査会」で決定する。 支度金は30,000円以内、修学金は月10,000円以内で、3年間貸し付ける。 無利子、1年据置とし、10年間で返還する。 【西条市大学奨学金】 【目的】 経済的理由により大学就学が困難な者に対し、奨学金を貸付して修学させ有用な人材を育成する。 【概要】 4年制大学の正規の修学期間に在学中の者で、他の奨学金を受ける事が出来ない者を対象とする。 「西条市奨学金貸付審査会」で決定する。 支度金300,000円以内で「西条市大学奨学金貸付基金」から貸し付ける。 修学金は30,000円以内で「西条市教育・文化振興基金」から貸し付ける。 無利子、1年据置とし、支度金は4年間、修学金は8年間で返還する。 【事務手順】 返還納入通知書（6月、12月送付） 高校奨学金募集（10月各中学校へ周知） 大学奨学金募集（2月市報へ掲載） 西条市奨学金貸付審査会（3月開催）	[該当なし]	[該当なし]	[該当なし]	西条市のみの制度である。 （基金による運営を行っている。）	西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。なお、合併する年度までに貸付を決定したものについては、引き続き西条市の例による。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）		細 項 目	教育関係		
事 務 事 業 名	国際理解教育事業（海外派遣事業）		専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	学校教育分科会
調 整 方 針	国際理解教育事業（海外派遣事業）については、新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 市内の中・高校生を海外に派遣して、国際的な視野や感覚を養うとともに、外国の同世代人との交流を通して、体験学習や友好を深め、国際協力の精神を養い、得た知識等の成果を自分や家族、学校、地域へ伝達し活用を図る。 【概要】 派遣期間 7月下旬の11日間 派遣国 アメリカ合衆国 人 数 団 長 1名 引 率 2名 （中・高校教諭各1名） 中学2年生 13名 高校2年生 7名 計 23名 【事務手順】 4月上旬 第1回国際交流推進審議会の開催（事業計画の審議） 5月上旬 派遣生徒の募集と選考 第2回審議会の開催（派遣団員の決定） 6～7月 海外派遣団員研修（4回程度） 7月上旬 海外派遣結団式 7月下旬 海外派遣実施 8月下旬 海外派遣報告会	【目的】 次代を担う中学生をニュージーランドへ派遣し、ファームステイを中心とした海外生活体験を通して国際理解と友好親善を図り、国際的な視野と実戦力を備えた国際化に対応できる人材を育成する。 【概要】 派遣期間 8月下旬の8日間 派遣国 ニュージーランド 人 数 団 長 1名 引 率 3名 中学2年生 24名 計 28名 【事務手順】 4月中旬 海外派遣事業協会理事会 5月上旬 募集要項検討 募集開始 6月上旬 選考会 合否の通知 7月中 事前研修（3回） 8月 海外派遣結団式 海外派遣実施 9月 海外派遣報告会	【目的】 丹原町の次代を担う中学生を外国へ派遣し、ホームステイを中心として海外生活体験を通し、相互交流と友好親善を図り国際感覚を身につけた人材の育成を図る。派遣国 オーストラリア 【概要】 派遣期間 8月中旬の10日間 派遣国 オーストラリア 人 数 団 長 1名 （教育委員会職員） 引 率 1名（中学校教師） 中学3年生 13名 計 15名 【事務手順】 4月中旬 参加者の募集 4月下旬 選考委員委嘱 5月下旬 選考委員会 6月上旬 選考（面接、作文） 6月下旬 参加者決定 7～8月上旬 事前研修（3回） 8月上旬 壮行会 8月中旬 海外派遣実施 8月下旬 海外派遣報告会	[該当なし]	小松町が未実施である。 派遣先（国）・派遣人員が異なっている。 西条市は、高校生を派遣している。 引率者の人数等が異なっている。	新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）				細 項 目	教育関係			
事 務 事 業 名	学校給食の実施				専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	学校給食分科会	
調 整 方 針	1 調理方式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 給食費については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。								
事 務 事 業 の 現 況						課 題	具体的な調整内容		
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町			
1 調理方式等 【調理方式】 自校方式（単独調理場）（１３校） 【調理場の形態】 ウェット方式 【給食供給対象】 小学校 10校 3,928食/日（教職員含む） 中学校 4校 1,965食/日（教職員含む） 計 5,893食/日 【給食回数】 小学校 183回/年 中学校 177回/年		1 調理方式等 【調理方式】 自校方式（単独調理場）（１２校） 【調理場の形態】 ドライ方式（東中学校） ウェット方式（他１１校） 【給食供給対象】 小学校 9校 1,989食/日（教職員含む） 中学校 3校 1,162食/日（教職員含む） 計 3,151食/日 【給食回数】 小学校 177回/年 中学校 165回/年		1 調理方式等 【調理方式】 共同調理場方式（１ヶ所） 【調理場の形態】 ウェット方式 【給食供給対象】 小学校 5校 818食/日（教職員含む） 中学校 2校 499食/日（教職員含む） 計 1,317食/日 【給食回数】 小学校 175回/年 中学校 160回/年		1 調理方式等 【調理方式】 共同調理場方式（１ヶ所） 【調理場の形態】 ウェット方式 【給食供給対象】 幼稚園 1園 24食/日（教職員含む） 小学校 2校 633食/日（教職員含む） 中学校 1校 343食/日（教職員含む） 計 1,000食/日 【給食回数】 幼稚園 139回/年 小学校 178回/年 中学校 160回/年		調理方式が異なる。 （共同調理場と単独調理場の違い）	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
【給食費】 小学校 200円/食 中学校 230円/食		【給食費】 小学校 240円/食 中学校 280円/食		【給食費】 小学校 230円/食 中学校 270円/食		【給食費】 幼稚園 215円/食 小学校 215円/食 中学校 255円/食		給食費が異なる。	新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
【光熱水費の取扱状況】 全て一般会計で負担。		【光熱水費の取扱状況】 水道代、電気代は一般会計で負担。 灯油代、ガス代は、給食費会計で負担。 （ただし補助金を支給。）		【光熱水費の取扱状況】 水道代、電気代は、一般会計で負担。 重油代、ガス代は、給食費会計で負担。		【光熱水費の取扱状況】 水道代、電気代は、一般会計で負担。 重油代、ガス代は、給食費会計で負担。		重油代・灯油代・ガス代の負担の仕方に相違がある。	西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
【保存食代】 費用は、給食費会計で負担。		【保存食代】 費用は、給食費会計で負担。		【保存食代】 費用は、一般会計で負担。 金額：508円/日		【保存食代】 費用は、一般会計で負担。 金額：629円/日		保存食代の負担の仕方に相違がある。	小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）				細 項 目	教育関係			
事 務 事 業 名	幼稚園管理運営				専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名 学校教育分科会		
調 整 方 針	1 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は、国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 5 通園区域については、原則として新市の全域とする。 6 通園スクールバスについては、当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。								
事 務 事 業 の 現 況						課 題	具体的な調整内容		
西 条 市		東 予 市		丹 原 町				小 松 町	
1 定数、学級数 ひまわり幼稚園 3歳児学級 定数 2 0名 1学級 4歳児学級 定数 3 0名 1学級 5歳児学級 定数 3 0名 1学級 計 定数 8 0名 3学級		1 定数、学級数 吉井幼稚園 3歳児学級 定数 2 0名 1学級 4歳児学級 定数 2 5名 1学級 5歳児学級 定数 2 5名 1学級 多賀幼稚園 3歳児学級 定数 3 5名 1学級 4歳児学級 定数 3 5名 1学級 5歳児学級 定数 3 5名 1学級 国安幼稚園 3歳児学級 定数 3 5名 1学級 4歳児学級 定数 3 5名 1学級 5歳児学級 定数 3 5名 1学級 燧洋幼稚園 3歳児学級 定数 3 5名 1学級 4歳児学級 定数 3 5名 1学級 5歳児学級 定数 3 5名 1学級 計 定数 3 8 5名 1 2学級		該当なし		1 定数、学級数 小松幼稚園 3歳児学級 定数 2 0名 1学級 4歳児学級 定数 2 5名 1学級 5歳児学級 定数 2 5名 1学級 計 定数 7 0名 3学級			1 新市移行後も当分の間 現行どおりとし、随時調整 する。
2 入園料・授業料 入園料 1人につき 2,000円 授業料 1人につき月額 7,000円 84,000円(年額)÷1,248時間(年間)=67.3円/時間 (授業料) (保育時間) (時間授業料)		2 入園料・保育料 入園料 1人につき 2,430円 保育料 1人につき月額 6,800円 81,600円(年額)÷1,300時間(年間)=62.8円/時間 (授業料) (保育時間) (時間授業料)		該当なし		2 入園料・授業料 入園料 無料 授業料 1人につき月額 5,500円 66,000円(年額)÷1,300時間(年間)=50.8円/時間 (授業料) (保育時間) (時間授業料)			
3 保育時間 月・火・木・金 9:00～14:00 水 9:00～12:00		3 保育時間 月～金 9:00～14:00		該当なし		3 保育時間 月～金 9:00～14:00			
4 給食 P T A が、民間業者から購入して給食している。		4 給食 各園の P T A が、民間業者から購入して給食している。		該当なし		4 給食 小松町学校給食共同調理場から毎日給食している。			
5 通園区域 西条市内で加茂川以西とする。		5 通園区域 東予市内全域。		該当なし		5 通園区域 小松町内全域。			
6 通園スクールバス 該当なし		6 通園スクールバス 各幼稚園に1台、計4台を配置。 運行区域は、市内全域。 通園距離おおむね0.8km以上の園児の送迎。 1便の人数(運転手を除く。) 幼児1 2名 教諭1名 使用料 月額 2,500円		該当なし		6 通園スクールバス 該当なし			
						(国立幼稚園) 授業料 70,800円(年額) 保育時間1,196時間(年間) 時間授業料 59.2円	2 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は、国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。		
						保育時間は、西条市のみ異なる。	3 東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。		
						給食の公的实施は、小松町のみ。	4 新市移行後も当分の間 現行どおりとし、随時調整 する。		
						通園区域を特定して定めているのは西条市のみ。	5 新市の全域とする。ただし、ひまわり幼稚園については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		
						通園スクールバスを運行しているのは、東予市のみ。	6 当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）		細 項 目	教育関係		
事 務 事 業 名	就園援助		専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	学校教育分科会
調 整 方 針	就園援助については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 公立幼稚園授業料等の減免 【目的】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担の軽減を図る。 【対象者】 幼稚園に児童を在園させている世帯で、次に該当する者。 ・市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・市民税の所得割が非課税となる世帯 ・その他市長が特に必要と認める世帯 【減免金額】 市民税非課税世帯、生活保護世帯 限度額 授業料等の全額 (入園料2,000円、授業料年額84,000円) 市民税所得割非課税世帯 限度額 年額 66,500円 市民税所得割額5,000円未満世帯 限度額 年額 13,000円 市民税所得割額5,000円以上10,000円未満世帯 限度額 年額 5,000円	1 公立幼稚園授業料等の減免 【目的】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担の軽減を図る。 【対象者】 幼稚園に児童を在園させている世帯で、次に該当する者 ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・市民税の所得割が非課税となる世帯 ・その他市長が特に必要と認める世帯 【減免金額】 生活保護世帯 限度額 保育料等の全額 (入園料2,430円、保育料年額81,600円) 市民税所得割非課税世帯 限度額 保育料等の合計額の2分の1	1 公立幼稚園授業料等の減免 該当なし	1 公立幼稚園授業料等の減免 【目的】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担の軽減を図る。 【対象者】 小松町に住所を有し、当該年度の6月1日現在において、幼稚園に4・5歳児を在園させている家庭で、次に該当するもの。 ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・当該年度に納付すべき町民税非課税世帯 ・当該年度に納付すべき町民税所得割非課税世帯 【減免金額】 町民税非課税世帯、生活保護世帯 限度額 20,000円 町民税所得割非課税世帯 限度額 15,000円	各市町で、減免額に相違がある。	新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	
2 私立幼稚園就園奨励費補助金 【目的】 補助金交付要綱に基づき、関係私立幼稚園の設置者が行う減免措置に対し、幼稚園教育に資するため補助金を交付し、保護者の利便を図る。 【対象者及び補助金額】 詳細は、別紙のとおり。	2-1 私立幼稚園就園奨励費補助金 【目的】 補助金交付規則に基づき、関係私立幼稚園の設置者が行う減免措置に対し、幼稚園教育に資するため補助金を交付し、保護者の利便を図る。 【対象者及び補助金額】 詳細は、別紙のとおり。 2-2 私立幼稚園運営助成補助金 【目的】 市内私立幼稚園への就園奨励を図るとともに、幼稚園運営の安定化に寄与するために、幼稚園設置者が行う減免措置に対し、補助金を交付する。 【対象者及び補助金額】 詳細は、別紙のとおり。	2 私立幼稚園就園奨励費補助金 【目的】 補助金交付要綱に基づき、関係私立幼稚園の設置者が行う減免措置に対し、幼稚園教育に資するため補助金を交付し、保護者の利便を図る。 【対象者及び補助金額】 詳細は、別紙のとおり。	2 私立幼稚園就園奨励費補助金 【目的】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担の軽減を図る。 【対象者及び補助金額】 詳細は、別紙のとおり。	各市町で、就園奨励費補助金及び補助区分に相違がある。		
3 障害児援助 【目的】 補助金交付要綱に基づき、学校法人立幼稚園が介助を要する心身障害幼児を1～6人を在園させ、教育の振興発展のために行う事業に対し、補助金を交付して幼稚園教育の充実を図る。 【対象者及び補助金額】 身体障害者手帳 療育手帳所持者 1人あたり 300,000円 それ以外の諸証明の場合 1人あたり 150,000円	3 障害児援助 該当なし	3 障害児援助 該当なし	3 障害児援助 該当なし	西条市のみ実施している。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）				細 項 目		教育関係			
事 務 事 業 名		就園援助(別紙)				専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	学校教育分科会	
調 整 方 針											
事 務 事 業 の 現 況						課 題		具体的な調整内容			
西 条 市						東 予 市					
【西条市市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱】 （補助対象事業） 第2条 市立幼稚園の設置者が、在園する3歳児(満3歳児含む)、4歳児及び5歳児の保護者(西条市に住所を有する者に限る。)に対し、授業料を減免する事業を補助の対象事業とする。 2 授業料減免の対象となっていた者が、転園により引き続き西条市内の他の市立幼稚園に就園することとなった場合において、当該他の私立幼稚園が授業料を減免する場合は、補助の対象とする。 （補助対象経費） 第3条 西条市は、予算の範囲内において、前条の補助対象事業について「別表」に定める範囲内の補助を行うものとする。 （別表）西条市私立幼稚園就園奨励費補助金区分表 14年度用						【東予市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則】 （補助の範囲） 第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で市内に居住し、次の表の階層区分に該当する者に対し、限度額の範囲内で入園料及び保育料を減免する場合は、東予市は当該設置者に対し減免相当額の補助を行うものとする。					
						階 層		定 義		限 度 額	
								1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)	
補助対象幼稚園児 4歳・5歳児 就園奨励費補助金						A		生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	同左	
対象幼稚園児所属世帯の市町村民税所得割額区分						B		当該年度に納付すべき市民税が非課税の世帯	38,000円	45,000円	
						C		当該年度に納付すべき市民税の所得割が課税されない世帯	30,000円	40,000円	
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税の世帯 生活保護法の規定による保護を受けている世帯						D1		当該年度に納付すべき市民税の所得割の額(世帯構成員中2人以上に納税義務者がある場合については、その所得割額の合計額とする。以下同じ。)が8,800円以下となる世帯	12,500円	19,000円	
当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が非課税の世帯						D2		当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が102,100円以下となる世帯	5,000円	9,000円	
当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が5,000円以下の世帯						2 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯について、設置者が保護者に対し入園料及び保育料を減免した場合、当該設置者に対し、前項の表中A階層の額を限度とした減免相当額を補助することができる。					
当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が5,001円～10,000円の世帯						【東予市私立幼稚園運営助成補助金交付規則】 （補助の範囲） 第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で市内に居住し、次の表の階層区分に該当する者に対し、減免限度の範囲内で入園料及び保育料を減免する場合は、東予市は当該設置者に対し補助限度額の範囲で補助を行うものとする。					
当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が10,001円～102,100円の世帯						階 層		定 義	減免限度額	補助限度額	
								1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)	
補助対象幼稚園児 3歳児 就園奨励費補助金						A		当該年度に納付すべき市民税が非課税の世帯	91,000円	91,000円	
対象幼稚園児所属世帯の市町村民税所得割額区分						B		当該年度に納付すべき市民税の所得割が課税されない世帯	91,000円	91,000円	
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税の世帯 生活保護法の規定による保護を受けている世帯						C1		当該年度に納付すべき市民税の所得割の額(世帯構成員中2人以上に納税義務者がある場合については、その所得割額の合計額とする。以下同じ。)が8,800円以下となる世帯	50,000円	50,000円	
当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が非課税の世帯						C2		当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が102,100円以下となる世帯	50,000円	50,000円	
当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が5,000円以下の世帯						C3		当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が102,101円以上となる世帯	50,000円	50,000円	
当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が5,001円～10,000円の世帯						2 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯について、設置者が保護者に対し入園料及び保育料を減免した場合、当該設置者に対し、入園料、保育料の合計額を限度とした減免相当額を補助することができる。					
当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が10,001円～102,100円の世帯											
(注)対象幼稚園児が、2月末日までに退園その他の事由により対象とならなかったときの補助金額は、その月を含む在園月数での月割計算とし、1円未満の額を切捨てた額を限度とする。また、補助金額は授業料支払額を限度とする。											

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）			細 項 目		教育関係		
事 務 事 業 名		就園援助(別紙)			専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	学校教育分科会
調 整 方 針									
事 務 事 業 の 現 況							課 題	具体的な調整内容	
丹 原 町			小 松 町						
【丹原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱】 (補助の範囲) 第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者(丹原町の区域内に住所を有する者に限る。)に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、丹原町は、次に定める範囲内において補助を行うものとする。					【小松町幼稚園授業料等減免又は就園奨励費補助金交付要綱】 (補助対象) 第2条 減免又は補助の対象となる就園奨励事業及び対象経費は、次のとおりとする。 (１)公立幼稚園 略 (２)私立幼稚園 学校教育法に基づいて設置された私立幼稚園の設置者が徴収する入園料授業料を幼児の属する世帯の所得の状況に応じて減免するとき。 (３)前2号幼稚園に在園する4歳児及び5歳児の保護者に対し、入園料授業料を減免する場合に小松町は、次に定める範囲内において減免又は補助を行うものとする。 町民税非課税世帯、生活保護世帯 限度額 20,000円 町民税所得割非課税世帯 限度額 15,000円				
区 分		補助対象 経費	限 度 額						
	生活保護法の規定による保護を受けている世帯		入園料、保育料の合計額	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)			
	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		入園料、保育料の合計額	年額65,000円	71,000円	78,000円			
	当該年度に納付すべき町民税の所得割が課税されない世帯		入園料、保育料の合計額	年額50,000円	55,000円	65,000円			
	当該年度に納付すべき町民税の所得割の額(世帯構成員中2人以上に納税義務者がある場合については、その所得割額の合計額とする。以下同じ。)が8,800円以下となる世帯		入園料、保育料の合計額	年額30,000円	36,000円	42,000円			
	当該年度に納付すべき町民税の所得割の課税が102,100円以下となる世帯		入園料、保育料の合計額	年額20,000円	26,000円	34,000円			
	当該年度に納付すべき町民税の所得割の課税が102,101円以上となる世帯		入園料、保育料の合計額	年額 6,000円	6,000円	6,000円			

2 市 2 町の幼稚園の状況等

1．公立幼稚園の状況

市町名	園名	学級数	園児数(人)		入園料	授業料	スクールバス の有無
			13 年度	14 年度			
西 条 市	ひまわり	3	6 8	7 4	2,000 円	7,000 円 / 月	無
小 計	1 園	3	6 8	7 4			
東 予 市	吉 井	3	5 5	5 4	2,430 円	6,800 円 / 月	有
	多 賀	3	9 6	1 0 1			
	国 安	3	8 6	9 2			
	燧 洋	3	4 1	6 0			
小 計	4 園	1 2	2 7 8	3 0 7			
小 松 町	小 松	3	3 5	2 1	0 円	5,500 円 / 月	無
小 計	1 園	3	3 5	2 1			
合 計	6 園	1 8	3 8 1	4 0 2			

2．私立幼稚園の状況

市町名	園名	学級数	園児数(人)		入園料	授業料	スクールバス の有無
			13 年度	14 年度			
西 条 市	め ぐ み	9	2 4 1	2 3 0	30,000 円	17,000 円 / 月	無
	西条栄光	3	5 5	6 0			無
	聖マリア	4	1 0 5	1 0 1			無
	大 町	6	1 2 5	1 2 3			無
	玉 津	4	9 7	9 5			無
	双 葉	3	4 0	3 6			無
	神 戸	3	5 1	5 5	25,000 円	12,000 円 / 月	無
小 計	7 園	3 2	7 1 4	7 0 0			
東 予 市	た から	3	7 3	6 5	30,000 円	11,000 円 / 月	有
小 計	1 園	3	7 3	6 5			
丹 原 町	西 山	7	1 3 6	1 3 7	12,000 円	12,950 円 / 月	有
小 計	1 園	7	1 3 6	1 3 7			
合 計	9 園	4 2	9 2 3	8 9 7			

3．公立幼稚園授業料等の比較

市町村名	施設数	入園料	授業料	備考
松 山 市	5	7,000 円	5,700 円 / 月	
今 治 市	0	-	-	
新 居 浜 市	2	2,000 円	4,000 円 / 月	
西 条 市	1	2,000 円	7,000 円 / 月	
東 予 市	4	2,430 円	6,800 円 / 月	
丹 原 町	0	-	-	
小 松 町	1	0 円	5,500 円 / 月	
川 之 江 市	2	0 円	7,000 円 / 月	【宇摩合併協議会】 入園料 2,000 円 授業料 5,000 円 / 月 ただし、新宮村については、激 変緩和措置で調整する。 平成 16 年度 3,800 円 / 月 平成 17 年度 4,400 円 / 月 平成 18 年度 5,000 円 / 月
伊 予 三 島 市	3	2,000 円	5,500 円 / 月	
土 居 町	2	3,000 円	4,700 円 / 月	
新 宮 村	1	0 円	3,800 円 / 月	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）							細 項 目		教育関係						
事 務 事 業 名		市指定文化財							専 門 部 会 名		教育部会		分 科 会 名		社会教育分科会		
調 整 方 針		市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。															
事 務 事 業 の 現 況														課 題		具体的な調整内容	
西 条 市			東 予 市			丹 原 町			小 松 町								
【西条市指定文化財】			【東予市指定文化財】			【丹原町指定文化財】			【小松町指定文化財】								
種 別	名 称	所在地	種 別	名 称	所在地	種 別	名 称	所在地	種 別	名 称	所在地						
彫 刻	秋都庵の木造千手観音立像	飯岡上組	建造物	観念寺山門及び石垣	上市	建造物	三重塔	西山興隆寺	彫 刻	阿弥陀如来像	旧藩			現行のまま新市に引き継ぐ。			
彫 刻	光昌寺の木造十一面観音坐像	黒瀬峠	建造物	観念寺本堂及び鐘楼堂	上市	石造美術	宝篋印塔	西山興隆寺	工芸品	内行花文鏡	温芳図書館						
典 籍	七経孟子考文補遺	日明	建造物	観念寺開山堂	上市	石造美術	石造三重塔	久妙寺	工芸品	乳文鏡	温芳図書館						
典 籍	西條誌	西条市役所	建造物	周敷神社神殿	周布	無形民族文化財	毛槍投げ奴	鞍瀬 磐根神社	工芸品	脇差	本町						
書 跡	石鎚修験道に関する古文書	棚林	絵 画	絹本着色十二天画像	旦之上	無形民族文化財			筆 跡	簾山書	温芳図書館						
書 跡	西條藩八代藩主松平頼啓筆「擇善堂」の軸	八千代巷	絵 画	絹本着色不動明王像	旦之上	無形民族文化財	殿中奴	田野上方 綾延神社	古文書	小松藩会所日記	温芳図書館						
建造物	金剛院山門	福武新田	絵 画	絹本着色仏涅槃図	旦之上	町史跡	劈巖透水路	来見	古文書	小松邑志	温芳図書館						
建造物	秋都庵の千手観音立像の厨子と須弥壇	飯岡上組	絵 画	周敷神社絵馬	旦之上	史 跡	道標(四基)	町内各所	古文書	高鴨神社神主日記記録	南川						
総合学術資料	市立郷土博物館所蔵品	八千代巷	書 跡	一柳直卿の奉納額	二社十ヶ寺	天然記念物	ツツジ群	高知八幡神社	考古学資料	梶棒頭石器	温芳図書館						
歴史資料	擇善堂の扁額	松の巷	彫 刻	楠の宝篋印塔	楠	天然記念物	クロガネモチ	徳能 湯座八幡神社	考古学資料	土笛	温芳図書館						
歴史資料	幕府お触の西條藩高札	川北	彫 刻	観念寺宝篋印塔	上市	天然記念物	専念寺イチョウ	専念寺	考古学資料	須恵器柑	温芳図書館						
無形文化財	旧西條藩田宮流居合術保存会	大南上	彫 刻	木造馬頭観世音菩薩坐像	楠	天然記念物	シダレザクラ	古田	考古学資料	須恵器提瓶	温芳図書館						
無形民族文化財	西条まつりの屋台行事	西条市	彫 刻	木造地藏菩薩立像	実報寺	天然記念物	ツバキ（熊谷）	西山興隆寺	考古学資料	和同開珎	新宮						
有形民族文化財	ひまや	西之川	彫 刻	徳蔵寺の織部灯籠	広江	天然記念物	コウヨウザン(広葉杉)	西山興隆寺	考古学資料	有舌尖頭器	新宮						
有形民族文化財	寺之下だんじり	寺の下	彫 刻	木造阿弥陀三尊像	周布	天然記念物	土居のクスノキ	北田野	史 跡	幻城跡	新屋敷						
有形民族文化財	古屋敷だんじり	古屋敷	彫 刻	木造聖観音菩薩立像	旦之上	天然記念物	黒滝神社社叢	田滝 黒滝神社	史 跡	剣山城跡	妙口						
有形民族文化財	古屋敷だんじり	古屋敷	古文書	俊盛筆聖帝山来由記	実報寺	天然記念物	サクラ「陽春」	来見	史 跡	獅子ヶ鼻城跡	西大頭						
有形民族文化財	紺屋町だんじり	紺屋町	古文書	血書三部経	周布	天然記念物	カゴノキ(コガノキ)	臼坂	史 跡	松尾城跡	安井						
有形民族文化財	旧魚屋町だんじり	こどもの国	古文書	血書三部経	周布	天然記念物	カゴノキ(コガノキ)	臼坂	史 跡	松尾城跡	安井						
有形民族文化財	旧魚屋町だんじり	こどもの国	古文書	甲賀八幡神社祈請文	上市	天然記念物	磐根神社のイチョウ	鞍瀬 磐根神社	史 跡	石根第1号古墳	西大頭						
史 跡	西条藩陣屋跡	八千代巷	古文書	甲賀八幡神社祈請文	上市				史 跡	石根第2号古墳	西大頭						
史 跡	高尾城跡	氷見	古文書	久米庄屋古文書	郷土館・図書館				史 跡	石根第3号古墳	西大頭						
史 跡	野々市原古戦場	野々市	古文書	松山藩壬生川浦番所記録	郷土館・図書館				史 跡	石根第4号古墳	西大頭						
史 跡	八堂山遺跡	西の川原	古 墳	椎の木古墳	福成寺				史 跡	石根第5号古墳	西大頭						
史 跡	大浜城跡	大浜	古 墳	甲賀八幡の古墳群	上市				史 跡	小松藩主一柳公館跡	新屋敷						
史 跡	諏訪山古墳	船屋東北	古 墳	天神二号古墳	福成寺				史 跡	矢野玄道先生来訪の地	南川						
史 跡	諏訪山古墳	船屋東北	史 蹟	象ヶ森城址	上市				史 跡	小松藩主一柳家墓所	旧藩						
天然記念物	市倉のかきのき	舟形	考古資料	珠文鏡	郷土館・図書館				史 跡	愛媛近代女子教育発祥の地	中央公民館						
天然記念物	上の原のうすぎもくせい	上の原	考古資料	観念寺仏殿文化(八年上梁棟札	上市				史 跡	小松川藤木遺跡	藤木						
天然記念物	氷見のひかんざくら	裏	天然記念物	実報寺の寺池と睡蓮の群生	実報寺				史 跡	大日裏山一号古墳	南川						
天然記念物	石岡神社社叢	末長	天然記念物	夜討ヶ窪の山榎	河之内				史 跡	大日裏山二号古墳	南川						
天然記念物	中野のたらよう	日明	天然記念物	大慈庵の蘇鉄群	高田				天然記念物	広葉杉	旧藩						
天然記念物	野々市のやまもも	野々市	天然記念物	鷹の森神社の楠	壬生川				天然記念物	明石蓮	旧藩						
天然記念物	大喜多のいちょう	古町	天然記念物	大元神社の大杉	黒谷				天然記念物	唐椿	旧藩						
天然記念物	大保木のいちょう	峰	天然記念物	金性寺の黒松（葉師松）	北条				天然記念物	簾山椿	旧藩						
天然記念物	旧大保木小学校のそめいよしの	大松	天然記念物	豊栄神社のチシャノキ	周布				天然記念物	有楽（椿）	妙口上						
天然記念物	石鎚神社のひのき	西田	天然記念物	新福寺のカリンの木	新町				書 跡	一柳直卿の書「鰐涙・鯉海」	旧藩						
天然記念物	阿弥陀寺ののだぶじ	檜木東	天然記念物	宮内神社の社叢（ツバキの森）	宮之内				工芸品	一柳直卿 扁額「仏心寺」	旧藩						
天然記念物	阿弥陀寺のさかき	檜木東	天然記念物	実報寺の一樹桜	実報寺				工芸品	一柳直卿 扁額「円覚山」	旧藩						
天然記念物	中野のなんてん	宵	天然記念物	黒谷の檜一對	黒谷				工芸品	一柳直卿 扁額「遺世軒」	旧藩						
			天然記念物	甲賀神社の広葉杉	上市				工芸品	一柳直卿 扁額「逍遙園」	旧藩						
			無形文化財	壬生川盆踊りトンカ力はん	石田				工芸品	一柳直卿 扁額「聞名山」	旧藩						
									工芸品	一柳直卿 扁額「観音院」	温芳図書館						
									工芸品	一柳直卿 扁額「寿徳殿」	新宮						
									工芸品	一柳直卿 扁額「龍華院」	一本松						
									工芸品	一柳直卿 扁額「三島宮」	藤木						
									工芸品	一柳直卿 石碑「三島新宮」	藤木						
									工芸品	一柳直卿 扁額「獅吼山」	西大頭						
									工芸品	一柳直卿 扁額「蔵王宮」	妙口上						
									工芸品	一柳直卿 扁額「教王院」	子安						
									工芸品	一柳直卿 扁額「梅檀山」	子安						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）		細 項 目	教育関係		
事 務 事 業 名	文化祭		専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	社会教育分科会
調 整 方 針	文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【事業目的】 生涯学習活動の成果発表の場として、また更なる活動意欲の向上を促すとともに、西条市における文化活動を内外にアピールする。	【事業目的】 文化、芸術などのグループに創作活動の場を提供し、文化活動への参加を促すと共に、市の生活文化・芸術文化の向上発展を図り、ゆとりとあたたかさあふれる文化のまちを築く礎とする。	【事業目的】 丹原町総合文化祭を3年に1度開催し、町民の日頃の練習成果を互いに発表し合い、技術の向上と親睦を図る。	【事業目的】 文化を通して地域住民の生きがいと活力あふれる町づくりを進めるため文化祭を開催している。	統一開催については、主催する文化協会等の意向を踏まえる必要がある。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。	
【名称】 春季市民芸術文化祭・秋季市民芸術文化祭	【名称】 東予市文化祭	【名称】 丹原町総合文化祭	【名称】 小松町文化祭			
【主催】 西条文化協会・西条市教育委員会	【主催】 東予市文化祭実行委員会 【後援】 東予市・東予市教育委員会	【主催】 丹原町文化協会 【共催】 丹原町・丹原町教育委員会	【主催】 小松町文化協会	開催内容が各市町で異なる。		
【開催時期】 春季 ゴールデンウィーク後の土・日曜日（2日間） 秋季 文化の日に直近の土・日曜日（2日間）	【開催時期】 文化の日(11月3日)前後の3日間(土・日・月曜日)	【開催時期】 3年に1度、11月～2月の1日間のみ実施。	【開催時期】 11月 第2土・日曜日（2日間）			
【開催場所】 春季 西条市総合文化会館 秋季 西条市総合文化会館及び公民館等	【開催場所】 中央公民館、市民体育館、郷土館	【開催場所】 丹原町文化会館	【開催場所】 小松町公民館			
【開催内容】 春季 芸能祭（日舞・大正琴等） 美術展（書道・工芸等） 秋季 芸能祭（日舞・大正琴等） 美術展（書道・工芸等） 各種大会 （囲碁大会・謡曲大会・川柳大会・俳句大会・短歌大会） 石井文化功労賞及び 西条市芸術文化賞贈呈式 児童生徒作品展	【開催内容】 歌謡大会 芸能発表会 バザー・お茶席コーナー 植木市・米まつり・魚まつり こども映画会・カブトガ二展 美術展 （洋画・日本画・版画・書道・写真・工芸彫塑） 文芸作品展(俳句・短歌・川柳・連句) 生花展 小・中学生作品展(絵画・書道) 公民館講座生作品展 切手展・模型展・盆栽展・物産展 図書館まつり、本の交換市 宮田麻太郎・林芙美子親子展	【開催内容】 芸能発表部門 展示部門・華道展・茶道展 小・中学校の作品から町民全体の作品を展示	【開催内容】 文化協会会員の活動の発表 一般に募集した作品の発表			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）		細 項 目	教育関係		
事 務 事 業 名	各種スポーツ大会		専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会
調 整 方 針	各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【教育委員会主催事業】 4月 西条・周桑地区高校野球親善試合 6月 西条市レクリエーションスポーツ大会 9月 西条市民総合体育大会 10月 チャレンジ・ザ・スポーツ （ウォーキング大会） 12月 西条市駅伝競走大会 1月 西条市耐寒マラソン大会 【教育委員会共催事業】 （企画運営の参加・経費の負担があるもの） 4月 市民親睦弓道大会 市長杯争奪テニス大会 市長杯争奪卓球大会 5月 西条市ソフトテニス選手権大会 青少年柔道大会 東予陸上競技選手権大会 議長杯争奪ソフトボール大会 議長杯争奪軟式野球大会 7月 西条市家庭婦人バレーボール大会 8月 市民親睦夏季バドミントン大会 東予弓道大会 9月 市長杯争奪ソフトボール大会 市民テニス大会 10月 市長杯争奪軟式野球大会 市長杯争奪ソフトテニス大会 愛媛スポ・レク祭西条管内大会 11月 青少年剣道錬成大会 12月 市長旗議長杯争奪卓球大会 1月 市民新春サッカー大会 市民親睦冬季バドミントン大会 西条市体重別柔道大会 市長杯争奪バレーボール大会 愛媛マスターズ駅伝大会 2月 市長杯争奪家庭婦人バレーボール大会	【教育委員会主催事業】 5月 東予市周桑郡中学生軟式野球大会 少年スポーツ大会（ソフトボール、ミニバス） クロッケー大会 グランドゴルフ大会 8月 少年スポーツ大会（中学生バスケットボール） 2月 少年剣道大会 ふれあいレクリエーション大会 3月 市長旗高等学校野球大会 【教育委員会共催事業】 （企画運営の参加・経費の負担があるもの） 10月 少年武道錬成大会 12月 健康マラソン大会 2月 駅伝競走大会	【教育委員会主催事業】 総合スポーツ大会 町民運動会 駅伝大会 ウォーキング大会 【教育委員会共催事業】 少年剣道大会 少年ソフトボール大会 少年ミニバスケット大会 少年柔道大会 グランドゴルフ大会 レクバレー大会 ミニバレー大会	【教育委員会主催事業】 5月 小松町民運動会 2月 小松町軽スポーツ大会 【教育委員会共催事業】 （企画運営の参加・経費負担があるもの） 10月 愛媛スポ・レク祭西条地方大会		各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。	

先 例 地 の 事 例

〔いなべ市〕

町立学校等の通学区域

4 町の町立学校等の通学区域は現行のとおりとする。

学校教育事業

- 1 学校給食については、当面現行のとおりとし、統一に向けて調整する。
- 2 遠距離通学費補助については、現行のとおりとする。
- 3 奨学金支給事業については、北勢町の制度に統一する。

社会教育事業

- 1 主な行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。また、スポーツ大会については、体育協会、体育指導委員、スポーツ少年団等において調整し、決定する。
- 2 その他社会教育事業(各種講座等)は、当面現行を基本とするが、新市においてそのあり方を検討する。
- 3 町指定文化財等は、新市に引き継ぐものとする。
- 4 社会教育施設については、すべて新市に引き継ぐものとする。
また、使用料については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

〔さぬき市〕

小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い

当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。

学校教育の取扱い

- (1) 幼稚園
授業料及び入園料は、現行のとおりとする。
保育時間は、新市において統一して実施する。
給食は、現行のとおりとする。
入園資格、定員及び学級数は、当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。
授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。
- (2) 各種委員会等
心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。
- (3) その他事業
奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。なお、奨学金の額は、次のとおりとする。

〔高等学校生徒、高等専門学校学生〕

1 5 , 0 0 0 円 / 月、貸付期間 5 年以内

〔大学学生、専修学校生徒〕

3 7 , 0 0 0 円 / 月、貸付期間 4 年以内

学校給食の取扱い

- (1) 施設等
当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。
- (2) 運営委員会
新市において、新たに設置する。

社会教育の取扱い

- (1) 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。
- (2) 各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。
- (3) 指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。
- (4) 各事業等は、新市においても継続して実施する。

同和教育の取扱い

人権教育推進市町事業等は、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

〔東かがわ市〕

学校教育関係の取扱い

- (1) 奨学金については、白鳥町の例により育英資金貸付基金を設置する。貸付条件等については、現行の制度をもとに、合併時に統一する。
- (2) 給食費については、単価を統一する。
給食センターについては、各町とも老朽化が著しいため施設の近代化、衛生面の向上及び合理化を図ることを目的として統合する。
- (3) スクールバスの運行については、現状の区域内で新市に引き継ぐ。
- (4) 就学時健康診断、通学児童生徒の健康管理については、現行のとおりとし、小児成人病検査については、白鳥町の例により実施する。
- (5) 平日の保育は、午後 2 時 30 分までとする。幼稚園の 3 歳児保育については、白鳥町の例により調整し、合併時に統一する。
- (6) 預かり保育については、保育に欠ける幼稚園児について、当分の間幼稚園において長期休業中も含め、午後 6 時まで実施し、預かり保育に係る保育料は、月額 5,000 円程度とし、新市において調整する。
- (7) 小学校低学年の放課後児童対策については、既存の公立児童館及び各小学校の空教室において対応できるよう、新市において調整する。保育時間は、引田町の例による。まつばら児童館においては、学童保育を実施する。

社会教育関係の取扱い

- (1) 教育委員会講座、主催行事等については、現行のとおりとし、随時調整する。
- (2) 町指定文化財については、新市に引き継ぎ、補助制度については、新市において調整する。

合併協議項目 協議状況一覧表

協 議 項 目		提 案 年 月 日	確 認 年 月 日	確 認 結 果
1	合併の方式	H14.10.7	H14.10.7	西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
2	合併の期日	H14.10.7	H14.10.7	合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。
3	新市の名称			
4	新市の事務所の位置			
5	財産の取扱い	H15.3.28	H15.5.23	2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。
6	議会議員の定数及び任期の取扱い			
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			
8	地方税の取扱い(その1)	H15.1.31		
	地方税の取扱い(その2)	H15.3.28		
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15.7.25		
10	地域審議会の取扱い	H15.2.28	H15.5.23	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。
11	特別職の職員の身分の取扱い			
12	条例・規則等の取扱い	H14.12.27	H15.1.31	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 4 失効するもの
13	組織及び機構の取扱い			
14	一部事務組合等の取扱い(その1)	H15.3.28	H15.5.23	道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。 株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。
	一部事務組合等の取扱い(その2)	H15.5.23	H15.6.27	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。 周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。 西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。
15	使用料・手数料等の取扱い(その1)	H15.2.28	H15.3.28	手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。
	使用料・手数料等の取扱い(その2)	H15.3.28	H15.5.23	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。
	使用料・手数料等の取扱い(その3)	H15.5.23	H15.6.27	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。
16	公共的団体等の取扱い	H15.5.23	H15.6.27	公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。
17	補助金・交付金等の取扱い(その1)	H15.5.23	H15.6.27	補助金・交付金等(団体運営補助)については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。 1 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
	補助金・交付金等の取扱い(その2)			
18	町名・字名の取扱い			
19	慣行の取扱い	H14.12.27	H14.1.31	1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。 5 都市宣言等については、合併後調整する。
20	行政連絡機構等の取扱い	H15.6.27	H15.7.25	自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長等)報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。 広報配付システム等に関することについては、次のとおり調整する。 1 市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

協 議 項 目		提 案 年 月 日	確 認 年 月 日	確 認 結 果
2 1	各種事務事業の取扱い	—	—	—
	(1)国民健康保険事業関係	H15 . 8 . 14		
	(2)介護保険事業関係	H15 . 8 . 14		
	(3)福祉関係	H15 . 8 . 14		
	(4)保健関係	H15 . 8 . 14		
	(5)環境衛生関係	H15 . 5 . 23	H15 . 6 . 27	一般家庭用ごみ袋配付 1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。 (1) 可燃ごみ袋は、1 世帯大 1 1 0 枚とする。ただし、5 人以上の世帯は、希望により 3 0 枚追加して配付する。 (2) 不燃ごみ袋は、1 世帯大 2 0 枚とする。 (3) 粗大ごみ処理券は、1 世帯 1 0 枚とする。 2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。 ごみの収集 ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。 環境美化事業 一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。 最終処分場 1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。 2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。
	(6)消防防災関係 (その 1)	H15 . 7 . 25		
	消防防災関係 (その 2)	H15 . 8 . 14		
	(7)人権・同和対策関係	H15 . 7 . 25		
	(8)農林水産関係			
	(9)商工観光関係			
	(10)都市計画関係			
	(11)建設事業関係			
	(12)上・下水道事業関係	H15 . 6 . 27	H15 . 7 . 25	1 水道事業 (1) 水道事業 (経営変更認可) については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (2) 水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (3) 加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000 円とする。 (4) 手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。 (5) 西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。 2 下水道事業 (1) 公共下水道整備事業 (全体計画) については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。 (2) 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (3) 受益者負担金等について 単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 (4) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (5) 水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。 (6) 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。
	(13)教育関係 (その 1)	H15 . 8 . 14		
	教育関係 (その 2)			
	(14)電算システム関係	H15 . 3 . 28	H15 . 5 . 23	電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。 1 合併時に電算システムを統一する。 2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。
	(15)情報公開関係	H15 . 6 . 27	H15 . 7 . 25	情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。 個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。 市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。

	(16)広報広聴関係	H15 . 5 . 23	H15 . 6 . 27	1 広報紙の発行については、現行のとおりの手法で新市において発行する。 2 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。 3 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。 4 ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。 5 市勢要覧については、新市において作成する。 6 広聴事業については、合併時に調整する。 7 まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。 8 CATV については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	(17)その他の事務事業			
2 2	新市建設計画			